ご契約の際には、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

（「ご契約のしおり・約款」記載事項の例）

◆保険契約お申込みの撤回（クーリング・オフ）について
◆保険会社の責任開始期について
◆解約と払いもどし金について
◆職業などの告知義務について
◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて
◆配当金について

年金額、給付金額などが削減される場合について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820　ホームページアドレス:http://www.seihohogo.jp/

詳しくは、変額保険の販売資格を持つ野村證券株式会社の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。
野村證券株式会社の担当者（生命保険募集人）の権限などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター（0120−948−193）までご連絡ください。

●生命保険募集人について

野村證券株式会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）
➔アクサ生命ホームページ http://www.axa.co.jp/life/
（引受保険会社に関するお問合せ、ご照会は）
カスタマーサービスセンター　TEL 0120-948-193
平日 9:00～17:00
※土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

募集代理店
野村證券株式会社
取扱者（生命保険募集人）

AXA-10-0709-1348/9F7 1-40 2007.09.30

No.1634／07.09

NOMURA

アクサ投資型年金＜米ドル建＞（ロールアップ＆ラチェット型）

死亡給付金最低保証特約（最大契約応当日積立金額・逓増保険金額併用型）付
変額個人年金保険（米ドル建）

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命

2007.09

Be Life Confident

あなたの大切なご家族のために。
そして
あなたご自身のために。

魅力ある運用
充実の死亡保障機能
米ドルでの通貨分散

で、将来のための大切な資産を
育ててみませんか。

この保険には死亡給付金最低保証特約（最大契約応当日積立金額・逓増保険金額併用型）が付加されておりますので、運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りいただく死亡給付金の額が最低保証されます。

なお、このパンフレットでは、一部、通称を用いております。「ご契約のしおり・約款」などの表記とは異なっておりますので、ご注意ください。

ロールアップ死亡保障額	「死亡給付金最低保証特約（最大契約応当日積立金額・逓増保険金額併用型）」に定める逓増保険金額のことです。
ラチェット死亡保障額	「死亡給付金最低保証特約（最大契約応当日積立金額・逓増保険金額併用型）」に定める最大契約応当日積立金額のことです。

※詳しくは、P7～8「充実した死亡保障」をご覧ください。

特徴としくみ ～魅力ある運用、充実の死亡保障機能、米ドルでの通貨分散で、将来のための大切な資産の成長を目指します。～
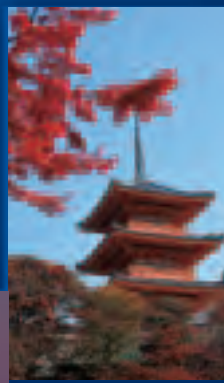
Point 1 米ドル建の年金保険 P13～14

●一時払保険料のお払込みから死亡給付金、年金などのお受取りまで、すべて米ドルでのお取扱いとなります。なお、お受取りの通貨を円に変更することもできます。
※年金などを円でお受け取りいただく場合には「円支払特約」を付加していただきます。

Point 2 魅力ある運用 P5～6

●特別勘定「アクサ･アロケーションファンド50」を通じて、米国株式と米国債券に50%ずつ投資します。
●マルチマネージャー方式で、運用会社が実際に運用を行なう副運用会社（サブマネージャー）を選定し、安定的な資産の成長を目指します。

Point 3 大切なご家族のために

充実した死亡保障 P7～8

死亡給付金額
下記のうち最も大きい金額

積立金額　ラチェット死亡保障額

※ラチェット死亡保障額、ロールアップ死亡保障額は、被保険者の年齢（保険年齢）が85歳となる契約応当日まで判定されます。
●**ラチェット死亡保障**で、運用実績に応じて、最低死亡保障額が毎年増加するチャンスがあります。
●**ロールアップ死亡保障**で、運用実績にかかわらず、最低死亡保障額が基本保険金額に対して年5%単利で毎年増加します。
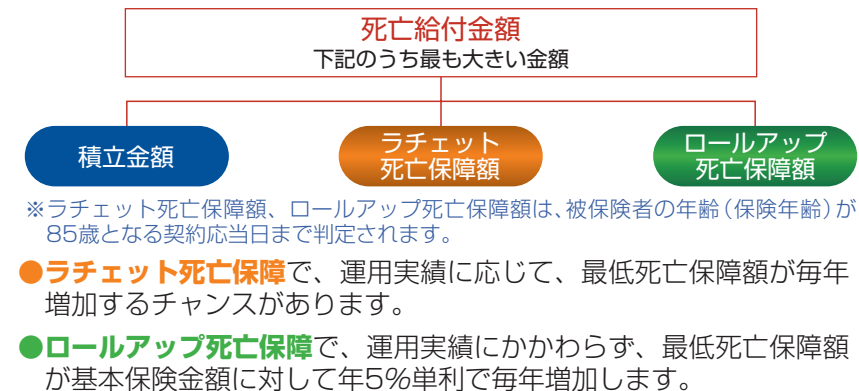
終身死亡保障への移行 P9～10

●年金のお受取りにかえて、終身にわたって死亡保障を継続することもできます。
※年金支払開始年齢が90歳である場合に、お選びいただけます。
※「終身死亡保障特則」を付加していただきます。

死亡給付金の年金でのお受取り P9～10

●死亡給付金を、一時金でのお受取りにかえて、年金でお受け取りいただくこともできます。
※「年金払特約」を付加していただきます。

⚠商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

投資リスク・為替リスクについて

【投資リスクについて】
この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの米ドル建の変額個人年金保険です。
特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して主に米国株式･米国債券などで行なっており、株式および公社債の価格変動に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、運用実績によっては、年金額や払いもどし金額（＊）などのお受け取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
＊以後、「解約返戻金額」と言い換えます。

【為替リスクについて】※詳しくは、P13「為替リスク」をご覧ください。
この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

諸費用について ※詳しくは、P15～16「諸費用」をご覧ください。
この保険にかかる諸費用はお客さまにご負担いただきます。

Point 4 ご自身のために

多彩な年金受取方法 P11

●ライフプランに合わせて、多彩な受取方法から選択できます。

確定年金　保証期間付終身年金　一括受取

積立金の一部引出 P12

●不意の資金ニーズにも対応できます。

イメージ図

年金支払開始年齢が90歳の場合
（運用期間を最長に設定した場合）

ロールアップ死亡保障額
年5%単利で毎年、増加します

ラチェット死亡保障額
毎年判定し、一度確定したラチェット死亡保障額は減少することはありません

特別勘定繰入日の日末に、一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れます。

※特別勘定繰入日は、アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日（＊）、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日（＊））のいずれか遅い日となります。
＊アクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。

基本保険金額　一時払保険料　死亡給付金額　積立金額　US$　死亡給付金額　年金原資　選択　終身死亡保障　年金

契約日　年単位の契約応当日　85歳　90歳　年金支払開始日
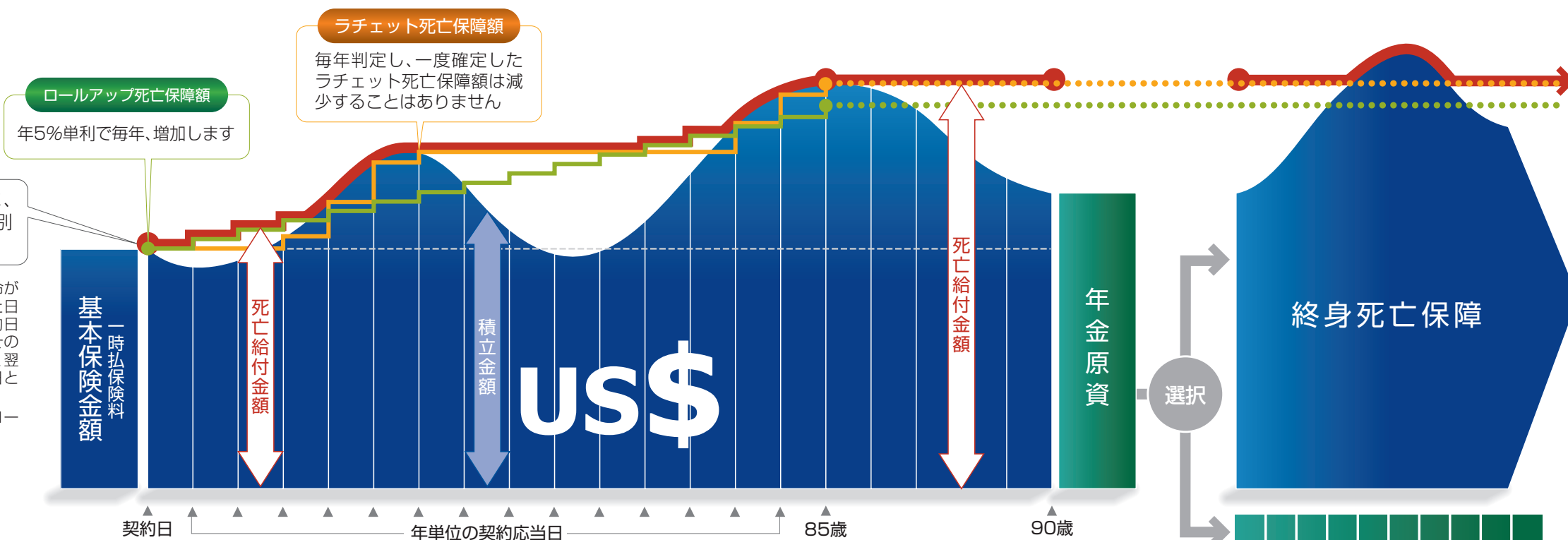
不慮の事故などによりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の**50%**を災害死亡給付金として加算し、お受け取りいただきます。

運用期間の延長･短縮が可能です。
※運用期間は10年以上必要です。10～90年間となります。最長90歳までです。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

●特別勘定

特別勘定の運用のしくみ

●アクサ生命は、特別勘定を設定し、「アクサ･アロケーションファンド50」（ベビーファンド）に全額投資します。
●「アクサ･アロケーションファンド50」は「アクサ･オフショア･モデレート･マルチマネージャー･ファンド」（マザーファンド）（＊①）に全額投資します。
●「アクサ･モデレート･ファンド」は、主に米国株式と米国債券に分散投資します。
●運用会社　AXAエクイタブル･ライフ･インシュアランス･カンパニー（＊②）は、資産クラスごとの基本投資配分比率を決定するとともに、資産クラスごとの副運用会社（サブマネージャー）を選定･モニタリングしています。（マルチマネージャー方式）
＊① 以後、「アクサ･モデレート･ファンド」と言い換えます。　＊② 以後、「AXAエクイタブル」と言い換えます。
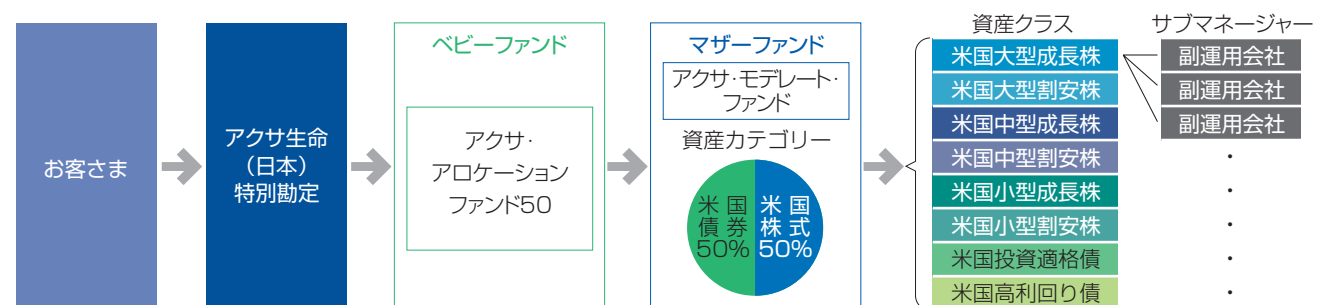
特別勘定名		アクサ･アロケーションファンド50
投資対象となる投資信託	投資信託名	
	運用会社	AXA EQUITABLE　AXAエクイタブル･ライフ･インシュアランス･カンパニー ・1859年にニューヨーク州で設立された米国大手の一つに数えられる生命保険会社です。 ・米国におけるAXAグループのメンバーカンパニーであるAXAフィナンシャルの完全子会社です。 ・ファンド運用専業部門であるAXAファンド･マネジメント･グループが、投資顧問業務を行なっています。
	運用方針	当ファンドは、マザーファンドであるアクサ･モデレート･ファンドに100%投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンドの基本投資配分比率は、主に米国株式50%・米国債券50%とします。 ⚠ 主なリスクとして、株式の価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスクなどがあります。
	運用関係費（＊②）	**年率1.5%以内** 特別勘定が投資対象とする投資信託の管理報酬等が含まれます。管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.5%以内となります。（＊①）

＊①管理報酬等は、運用会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社への報酬・費用、その他の費用（監査法人報酬など）で、マザーファンドにおいて控除されます。
その他お客さまにご負担いただく費用には、有価証券の売買手数料および保有する有価証券の配当などに対する源泉徴収税などの諸費用がありますが、運用資産額や取引量などによって変動するため費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
＊②運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更となる可能性があります。
※特別勘定の種類、運用方針および上記の運用会社などは、将来変更となる可能性があります。

特別勘定とは

この保険の資産については、特別勘定を設定することによって、他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行ないます。

○特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
○特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。

⚠ 特別勘定資産の運用は一定の収益も期待できますが、一方で、株式その他の有価証券の価格の下落などによっては、積立金額が特別勘定資産の運用のために繰り入れた金額を下回る場合があります。

⚠ 特別勘定資産の運用結果は積立金額に直接反映されることから、資産運用の成果と投資リスクがともにご契約者に帰属することとなります。資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合や為替リスクが発生した場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店などがご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

※年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はいたしません。
※特別勘定について、詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

投資対象となる投資信託の特徴
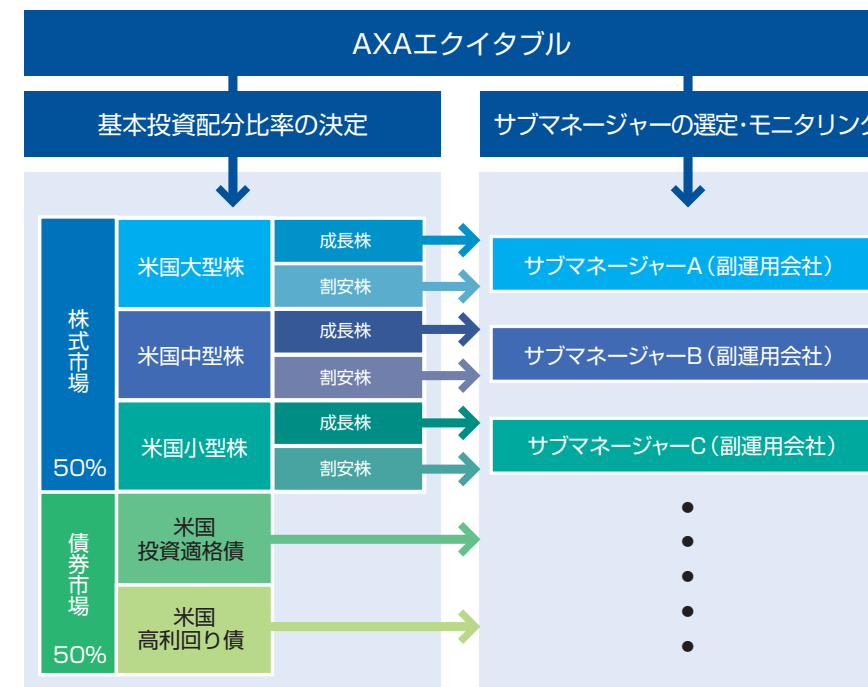
●運用会社は、米国株式･米国債券の資産クラスごとの基本投資配分比率を決定し、運用状況などに応じてリバランスを行なうことで、安定したポートフォリオを維持します。

●運用会社は、資産クラスごとの資産を実際に運用するサブマネージャーを選定し、モニタリングなどによりサブマネージャーの交代や配分比率の見直しを行ない、安定的な資産の成長を目指します。

＜参考＞
「アクサ･モデレート･ファンド」の基本投資配分比率

資産クラス	比率
米国大型成長株	15.0%
米国大型割安株	20.0%
米国中型成長株	4.0%
米国中型割安株	4.0%
米国小型成長株	3.0%
米国小型割安株	4.0%
米国投資適格債	46.0%
米国高利回り債	4.0%
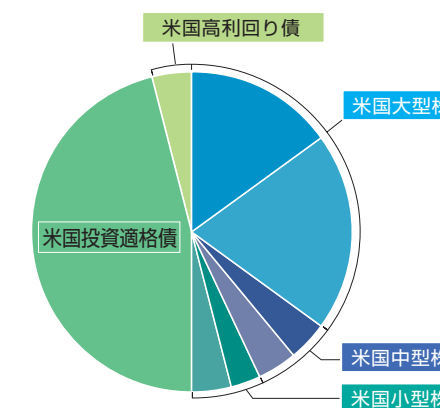
※記載の基本投資配分比率は、資産クラスごとの配分割合の目標であり、実際の配分割合と異なることがあります。実際の配分割合につきましては、アクサ生命より年4回お送りする運用実績レポートでご確認ください。なお、アクサ生命のホームページでもご確認いただくことができます。
今後、この基本投資配分比率は、変更されることがあります。
（2007年7月31日現在）

リバランス
●実際の米国株式･米国債券の資産カテゴリーおよび資産クラスごとの基本投資配分は、安定化を図るため随時リバランスを実施します。

※当ファンドの「リバランス」は、当初決定した基本投資配分比率に近づけるように調整することをいいます。

【サブマネージャーの選定･モニタリング】

サブマネージャーの選定

サブマネージャーのモニタリングおよび見直し（例）

●充実した死亡保障

ラチェット死亡保障

運用実績に応じて、最低死亡保障額が毎年増加するチャンスがあります。
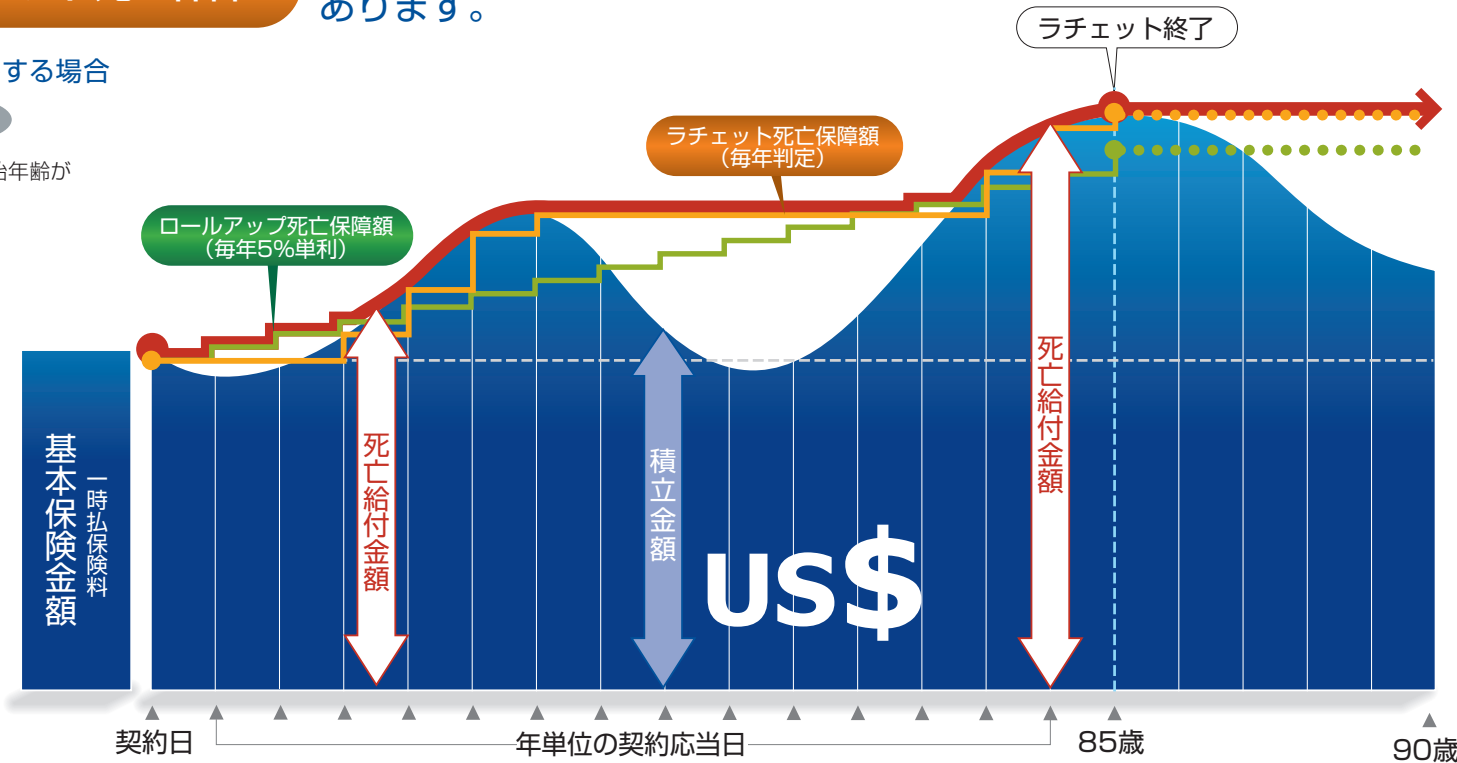
※死亡給付金は米ドル建での計算となります。

●ラチェット死亡保障額は、ご契約後、毎年の契約応当日に判定し、積立金額の運用実績に応じて増加していきます。
ご契約時のラチェット死亡保障額は基本保険金額と同額ですが、以後、毎年の契約応当日に、その日の積立金額とそれまでに確定しているラチェット死亡保障額を比較し、いずれか大きい金額を新たなラチェット死亡保障額としてその日から適用します。

●被保険者の年齢（保険年齢）が85歳となる契約応当日の後はラチェット死亡保障額の見直しは行なわず、85歳となる契約応当日におけるラチェット死亡保障額を適用します。

※一部解約（積立金の一部引出）を行なった場合には、ラチェット死亡保障額も、積立金額と同一割合で減額されます。

ロールアップ死亡保障

運用実績にかかわらず、最低死亡保障額が基本保険金額に対して年5%単利で毎年増加します。
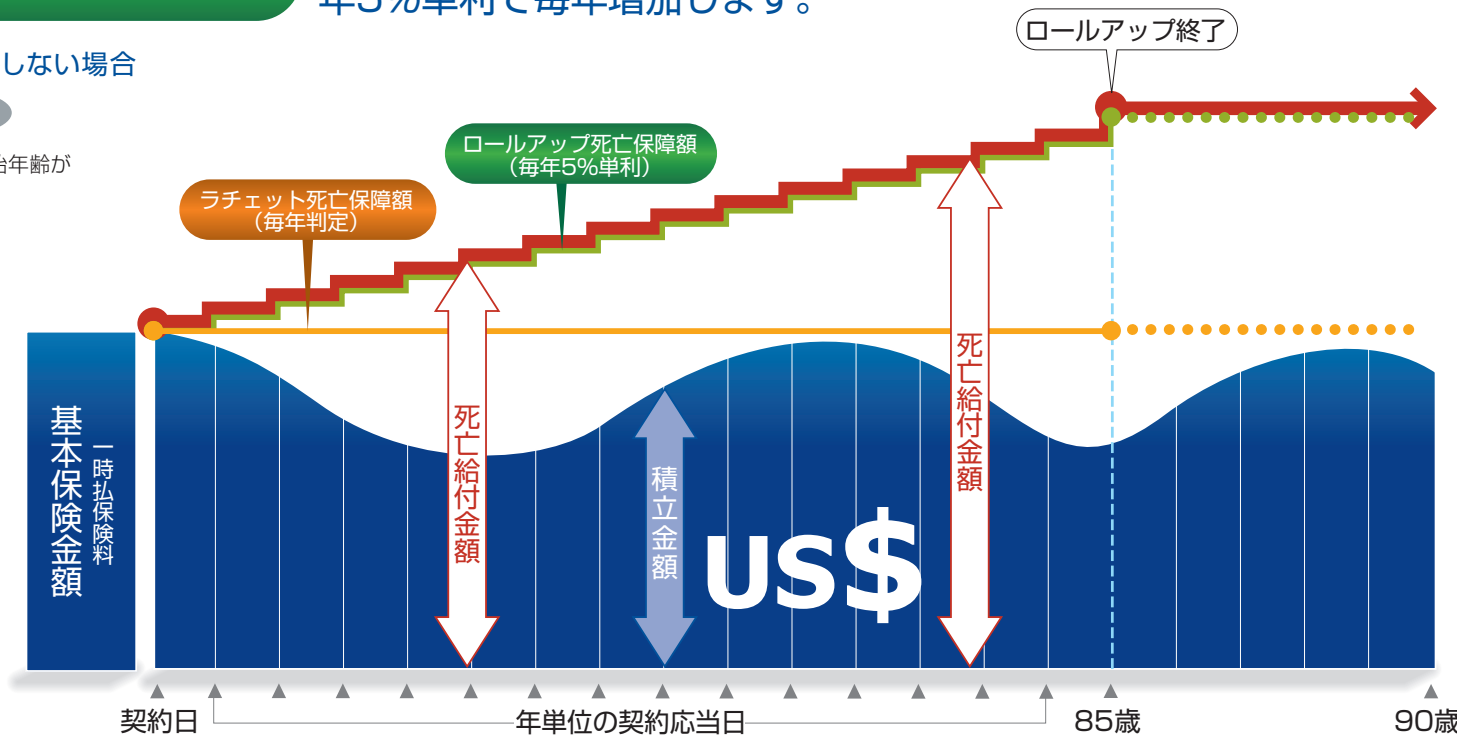
※死亡給付金は米ドル建での計算となります。

●ロールアップ死亡保障額は、ご契約後、毎年の契約応当日に、基本保険金額に対して年5%単利で増加していきます。
ご契約時のロールアップ死亡保障額は基本保険金額と同額ですが、以後、毎年の契約応当日ごとに年5%単利で増加した金額となります。

●被保険者の年齢（保険年齢）が85歳となる契約応当日の後はロールアップ死亡保障額の増加は行なわず、85歳となる契約応当日におけるロールアップ死亡保障額を適用します。

※一部解約（積立金の一部引出）を行なった場合には、ロールアップ死亡保障額も、積立金額と同一割合で減額されます。

ロールアップ死亡保障額のシミュレーション

基本保険金額（一時払保険料）が100,000米ドルの場合

経過年数（＊①）	0年	1年	2年	3年	4年	5年	10年	20年
ロールアップ死亡保障額（＊②）	100,000米ドル（±0%）	105,000米ドル（+5%）	110,000米ドル（+10%）	115,000米ドル（+15%）	120,000米ドル（+20%）	125,000米ドル（+25%）	150,000米ドル（+50%）	200,000米ドル（+100%）

＊①契約日からの経過年数であり、年単位の契約応当日時点を表示しております。
＊②（　　）内の数値は、基本保険金額（一時払保険料）に対する割合を表示しております。

※被保険者が責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺された場合や、告知義務違反によりご契約が解除された場合などは、死亡給付金をお支払いできない場合があります。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

⚠ この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。
詳しくは、P13「為替リスク」をご覧ください。

●終身死亡保障への移行 終身死亡保障特則

年金のお受取りにかえて、ラチェット死亡保障額、ロールアップ死亡保障額を死亡給付金の最低保証額として、終身にわたって死亡保障を継続することができます。
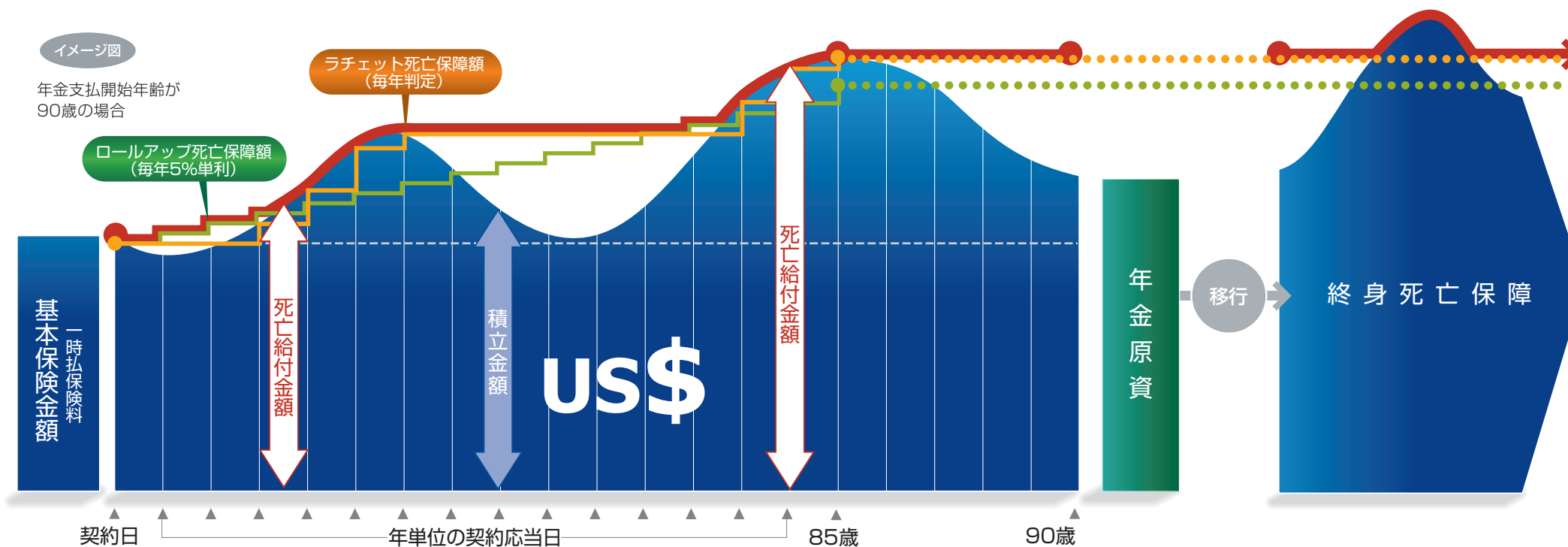
※死亡給付金は米ドル建での計算となります。

- ●終身死亡保障に移行した後も、特別勘定での運用を継続します。
- ●終身死亡保障移行後に被保険者がお亡くなりになった場合には、被保険者死亡日における積立金額、ラチェット死亡保障額、ロールアップ死亡保障額のうち最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。
- ●年金支払開始年齢が90歳の場合に、終身死亡保障特則を付加することができます。
- ●終身死亡保障特則は、ご契約時に付加することができます。また、運用期間中に付加することもできます。
- ●被保険者年齢が90歳の契約応当日に、終身死亡保障に移行します。

※終身死亡保障部分の積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、終身死亡保障のお取扱いはできません。

●死亡給付金の年金でのお受取り 年金払特約

※この特約を付加された場合、円建のみのお受取りとなります。

一時金でのお受取りにかえて、年金でお受け取りいただくこともできます。

※死亡給付金は米ドル建での計算となります。
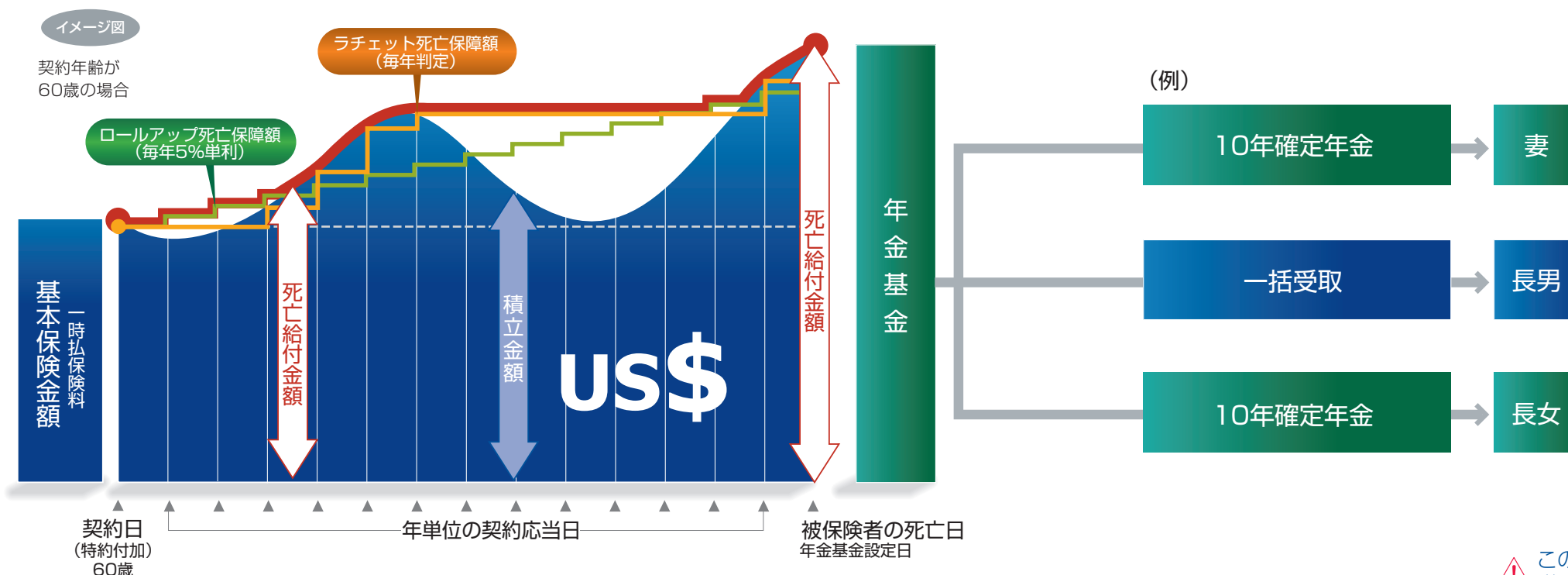
- ●死亡給付金（災害死亡給付金）を原資として、死亡給付金受取人ごとに、年金受取・一括受取のいずれかから選択することができます。ただし、年金支払期間は、死亡給付金受取人全員が同一となります。
- ●年金の種類は、確定年金［年金支払期間:5・10・15・20年間のいずれか］となります。年金支払期間中、毎年同額の年金を死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。
- ●年金払特約は、ご契約時および運用期間中にご契約者が付加することができます。また、被保険者死亡後に死亡給付金受取人が付加することもできます。
- ●第1回目の年金は、アクサ生命が請求書類を受け付けた日を含めて5営業日以内にお支払いします。
  第2回目以後の年金は、年単位の支払事由発生日（被保険者死亡日）にお支払いします。
  ※被保険者死亡後に死亡給付金受取人が付加した場合は、年単位の特約を締結した日にお支払いします。
  ※年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定日時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されるものです。

※年金支払開始日前であれば、年金支払期間を変更できます。
※年金額が10万円未満となる場合には、年金受取のお取扱いはできません。この場合、一時金としてお受け取りいただきます。
※年金額(＊)の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、この特約の第1回目の年金額は通算して3,000万円とし、こえる部分については、この特約の第1回目の年金受取時に死亡給付金受取人に一時金としてお受け取りいただきます。
＊アクサ生命を引受保険会社とする他の保険商品に付加した年金払特約や他の年金商品などと通算した額です。

⚠ この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P13「為替リスク」をご覧ください。

多彩な年金受取方法

年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、
ライフプランに合わせた受取方法を選択できます。
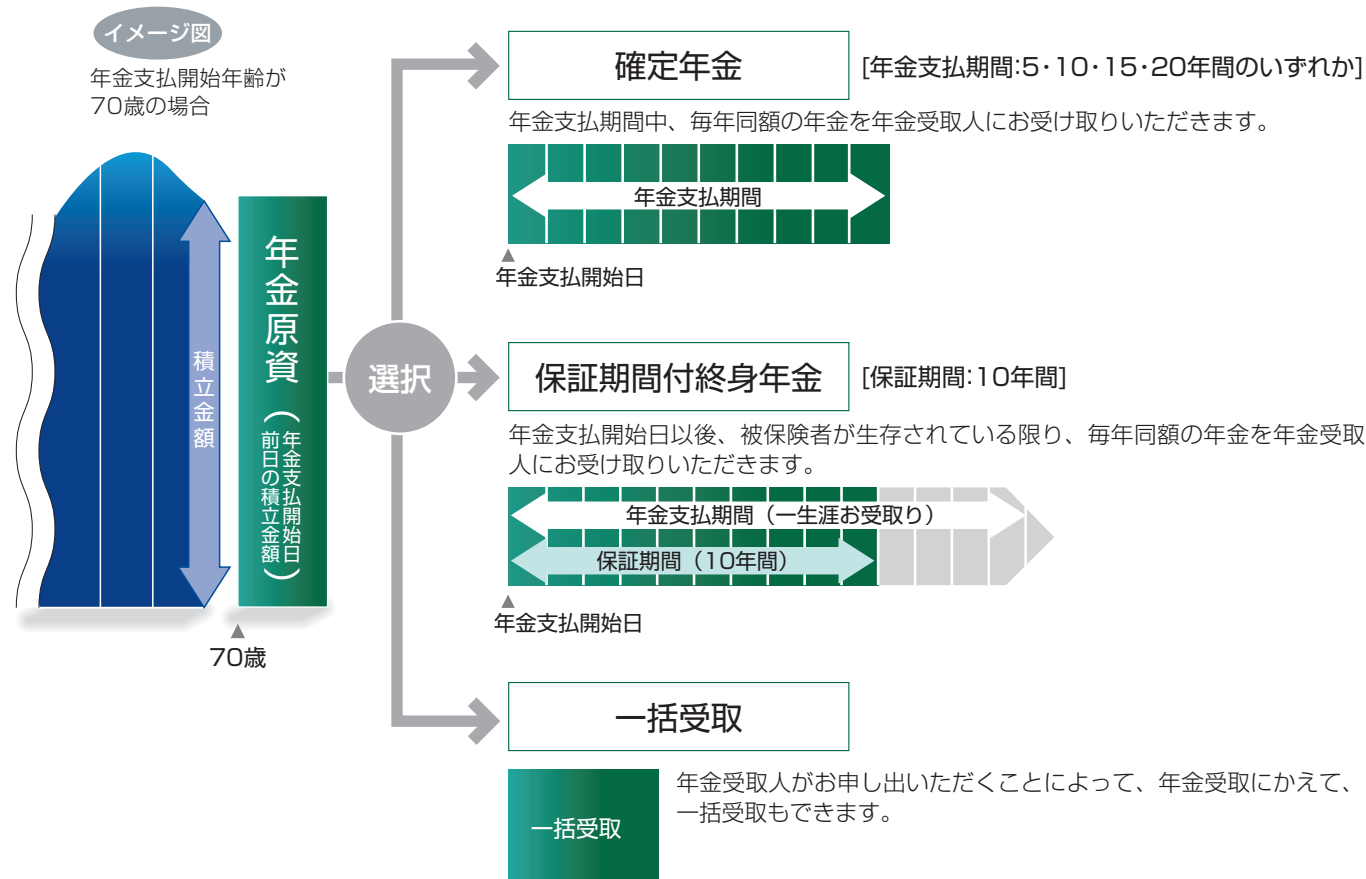
年金受取は、年金受取人がお申し出いただくことによって、年1回（毎年）の他に、年2回（半年ごと）、年4回（3ヵ月ごと）、年6回（2ヵ月ごと）のいずれかから選択することもできます。

- 年金額は、年金支払開始日前日の積立金額（年金原資）をもとに、アクサ生命が定める年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）を用いて計算した金額となります。
- 一括受取に変更することもできます。
  受取額は、確定年金の場合は未払年金の現価、保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中の未払年金の現価となります。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡一時金を年金受取人にお受け取りいただきます。受取額は、確定年金の場合は未払年金の現価、保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中の未払年金の現価となります。
  年金でのお受取りを継続することもできます。
- 年金支払開始日前であれば、年金の種類を変更できます。また、確定年金の場合には、ご契約時に定めた年金支払期間を変更できます。

※年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されるものです。

※年金額が1,000米ドル未満となる場合には、お取り扱いできません。この場合、年金原資額をご契約者に一時金としてお受け取りいただきます。

※年金額（＊）の上限は3,000万円とします。3,000万円をこえる場合には、第1回目の年金額は通算して3,000万円とし、こえる部分については、第1回目の年金受取時にご契約者に一時金としてお受け取りいただきます。

＊この保険の既契約やアクサ生命を引受保険会社とする他の年金商品などと通算し、年金支払開始日（その日が所定の金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）におけるTTMレート（所定の金融機関が公示するその日最初のTTSレート（対顧客電信売相場）とTTBレート（対顧客電信買相場）の仲値）で円に換算した額です。

積立金の一部引出

無償引出限度額までのお引き出しであれば、解約控除はかかりません。
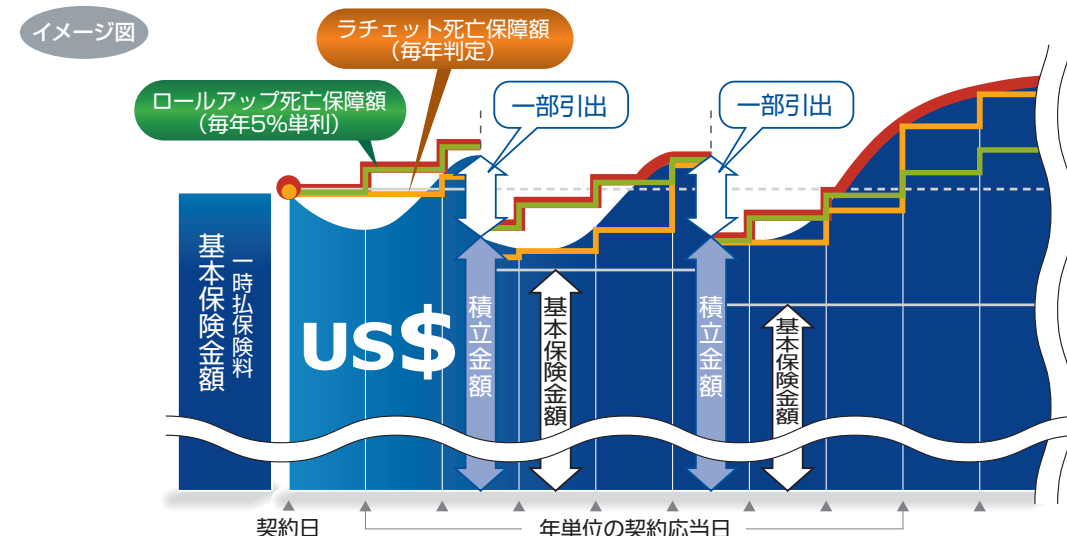
- 無償引出限度額は、解約日の属する保険年度の初日における積立金額（＊）の10%となります。
  ＊解約日が契約日から1年以内の場合は一時払保険料とします。
- 基本保険金額、ロールアップ死亡保障額、ラチェット死亡保障額も、積立金額と同一割合で減額されます。
  ※一部引出計算基準日が特別勘定繰入日より前となる場合には、一部引出後の基本保険金額は、一部引出前の基本保険金額から一部引出請求金額を控除した額となります。
- 積立金の一部引出をされる場合には、無償引出部分を除いた一部引出部分については解約と同様のお取扱いとなります。
- 一部引出後の積立金額は、一部引出の請求書類をアクサ生命が受け付けた日（引出日）の翌営業日（＊）の翌日（一部引出計算基準日）を基準として算出します。
  ＊アクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。

※一部引出額が300米ドル未満となる場合には、一部引出のお取扱いはできません。
※引出日前日における一部引出後の積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、一部引出のお取扱いはできません。

解約

運用期間中（終身死亡保障に移行後を含む）にご契約を解約される場合には、解約返戻金をお受け取りいただきます。

- 解約返戻金の額は、解約の請求書類をアクサ生命が受け付けた日（解約日）の翌営業日（＊）の翌日（解約計算基準日）を基準として、下記のように算出します。
  ＊アクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。

解約返戻金額 ＝ 解約計算基準日における積立金額 － 解約控除額

解約控除額は、解約計算基準日における積立金額に解約日までの経過年数（1年未満切上げ）に応じた解約控除率を乗じた金額となります。ただし、解約計算基準日が特別勘定繰入日前となる場合には、解約返戻金額は、基本保険金額となります。

経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目～
解約控除率	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

⚠ 解約返戻金額には最低保証はありません。解約返戻金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動します。運用実績によっては、お受け取りになる解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

⚠ この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。
詳しくは、P13「為替リスク」をご覧ください。

●死亡給付金、年金などの受取通貨

受取通貨を米ドル、円のいずれかから選択できます。
年金払特約による年金受取、一括受取の場合は、円でのお受取りのみとなります。

【米ドル通貨でお受け取りいただく場合】
年金などを米ドルでお受け取りいただく場合、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、お客さま（受取人）に負担していただきます。

【円通貨でお受け取りいただく場合】
米ドル建の年金原資額などをもとに下記の基準にて円に換算した金額が、円建の年金原資額などとなります。（円支払特約）

	円に換算する日	換算レート
年金原資額（＊①）	年金支払開始日（＊②）	円出金用レート（＊③）
死亡給付金額 災害死亡給付金額	死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	
解約返戻金額	解約（一部引出）計算基準日の翌営業日	

＊①・年金額は、年金原資額の円換算額をもとに決定します。
・第1回目の年金をお受け取りいただいた後に、通貨を変更することはできません。
＊②年金支払開始日が、所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
＊③円出金用レートはTTMレート－40銭となります。
※TTMレートは左記の各換算基準日において所定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場仲値（1日のうちに公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値）となります。なお、円出金用レートは将来変更となる可能性があります。

年金払特約による年金額・一括受取額は、下記の基準にて死亡給付金額などを円に換算した金額をもとに計算した金額となります。

	円に換算する日	換算レート
死亡給付金額 災害死亡給付金額	年金受取・一括受取の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	円出金用レート（＊③）

※「円支払特約」を適用し、年金などを円でお受け取りいただく場合には、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、アクサ生命が負担します。

<参考>

TTSレート（対顧客電信売相場）	お客さまが円を外貨に替えるときの一般的な為替レートのことをいいます。
TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）	TTSレートとTTBレートの仲値のことをいいます。
TTBレート（対顧客電信買相場）	お客さまが外貨を円に替えるときの一般的な為替レートのことをいいます。

⚠為替リスク　この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

●年金や給付金などの受取時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
●受取時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、払込時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

《例》300万円を「1米ドル＝120円」のときに米ドルに交換し、ⓐ「1米ドル＝130円」のときに再び円に交換した場合
ⓑ「1米ドル＝110円」のときに再び円に交換した場合

米ドル購入時に適用されるレート（＊①）　TTSレート
米ドル売却時に適用されるレート（＊②）　TTBレート

300万円 → 1米ドル＝120円 → 25,000米ドル
→ ⓐ 1米ドル＝130円 → 325万円
→ ⓑ 1米ドル＝110円 → 275万円
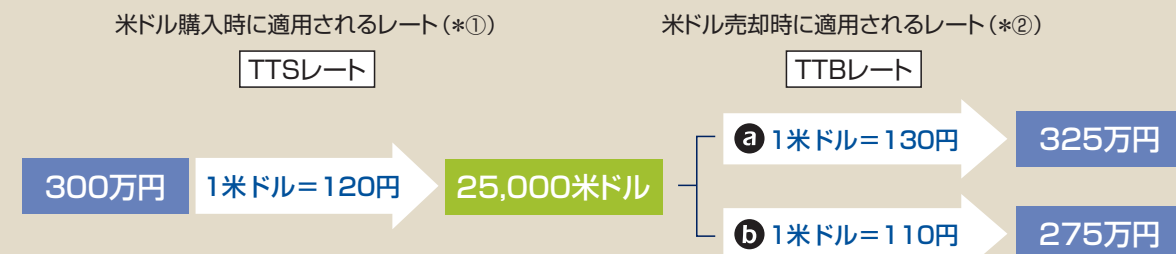
＊①、②には差額があるため、為替相場に変動がない場合でも、その差額分だけ、米ドル購入時の円貨額に対して米ドル売却時の円に換算した額が減少します。

●一時払保険料の払込方法とご契約の流れ

一時払保険料は、米ドル通貨でお払い込みいただきます。
一時払保険料の払込方法は、下記のいずれかの方法から選択していただきます。

野村證券経由で米ドル資金をお払い込みいただく方法

所定の金融機関より、直接、米ドル資金をアクサ生命の口座にお振り込みいただく方法

ご契約の流れは下記のとおりです。※標準的なケースであり、異なる場合があります。

申込日
告知日

アクサ生命保険料受領日
アクサ生命ご契約承諾日

責任開始日（＊①）
契　約　日（＊②）

＊①保障が開始される日です。
＊②契約年齢の基準日です。

特別勘定繰入日

※アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日（＊）、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日（＊））のいずれか遅い日の日末に、一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れます。
＊アクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。

基準ユニットプライス決定日

※積立金は、基準ユニットプライス決定日の翌日より、特別勘定資産の運用実績による増減を反映します。

諸費用

 この商品にかかる費用の合計額は、下記の各費用の合計額となります。 ※お客さまがご負担いただく下記各費用の合計額は、お客さまのご契約内容によって異なるため、表示できません。

年金支払開始日前
※「終身死亡保障特則」を付加される場合も同様です。

年金支払開始日以後

保険契約管理費	運用関係費(＊②)	解約控除	年金管理費
死亡給付金の最低保証、災害死亡給付金のお支払い、ならびに、ご契約の締結および維持に必要な費用	特別勘定の運用などに必要な費用で、特別勘定が投資対象とする投資信託の管理報酬等が含まれます。	解約返戻金のお支払いにおける控除	年金のお支払いや管理などに必要な費用 ※「年金払特約」も同様です。
特別勘定の積立金額に対して、年率2.62%	年率1.5 %以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.5%以内となります。(＊①)	解約計算基準日における積立金額に解約日までの経過年数(1年未満切上げ)に応じた解約控除率を乗じた金額	年金額に対して、1.0% ※将来変更となる可能性があります。
毎日、積立金額から控除します(ユニット数に反映します)。	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。(ユニットプライスに反映します。) ＊①管理報酬等は、運用会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社への報酬・費用、その他の費用(監査法人報酬など)で、マザーファンドにおいて控除されます。 その他お客さまにご負担いただく費用には、有価証券の売買手数料および保有する有価証券の配当などに対する源泉徴収税などの諸費用がありますが、運用資産額や取引量などによって変動するため費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。 ＊②運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更となる可能性があります。	解約時に、積立金額から控除します。 解約の請求書類をアクサ生命が受け付けた日(解約日)の翌営業日(＊)の翌日(解約計算基準日)を基準として、積立金額から解約控除額を控除します。 ※解約計算基準日が特別勘定繰入日前となる場合には、解約返戻金額は、基本保険金額となります。 ※無償引出限度額(解約日の属する保険年度の初日における積立金額(＊③)の10%)と同額までの積立金額については、解約控除は適用されません。 ＊③解約日が契約日から1年以内の場合は一時払保険料とします。	年金支払日に、責任準備金から控除します。

契約年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目〜
解約控除率	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

【年金や死亡給付金などを米ドル通貨でお受け取りいただく場合】
アクサ生命からの送金にかかる手数料は、お客さま(受取人)に負担していただきます。
※金額については、送金する金額や取扱金融機関によって異なるため、表示できません。

【年金や死亡給付金などを円通貨でお受け取りいただく場合(「円支払特約」を適用する場合)】
TTMレートー40銭の為替手数料がかかります。
※TTMレートは各換算基準日において所定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場仲値(1日のうちに公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値)となります。
なお、為替手数料は将来変更となる可能性があります。

※詳しくは、P13「死亡給付金、年金などの受取通貨」をご覧ください。

税務のお取扱い

ご契約時

○お払い込みいただいた保険料について

一時払保険料相当額
一般の生命保険料控除の対象となります

※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族の場合に適用されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

年金支払開始日前

※「終身死亡保障特則」を付加される場合も同様です。

○解約差益の発生時にかかる税金について

	ご契約後5年以内に解約された場合	ご契約後5年超に解約された場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)、住民税	所得税(一時所得)、住民税

○死亡給付金などのお受取時にかかる税金について

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約」付加された場合に限ります。
A	A	B	相続税(＊①)	相続税(＊①)(＊②)
A	B	A	所得税(一時所得)、住民税	——
A	B	C	贈与税	贈与税(＊②)

＊①死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りいただくものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)。
<相続税法第12条>
＊②お支払事由が発生した時点で、年金受給権が課税の対象となります。
<相続税法第24条>
※被保険者が生存されている間に「年金払特約」を付加された場合に限ります。

年金支払開始日以後

○年金のお受取時にかかる税金について

	年金でお受け取りいただく場合	一括でお受け取りいただく場合
確定年金	所得税(雑所得)、住民税	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金	所得税(雑所得)、住民税	所得税(雑所得)、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、別途、年金受給権が贈与税の対象となります。

一般の円建の個人年金保険と同様のお取扱いとなります。

米ドル建の年金額などについては、右記の基準にて円に換算された金額をもとに一般の円建個人年金保険と同様のお取扱いとなります。

	円に換算する日	換算レート(所定の金融機関が公示するその日最終のレート)
一時払保険料	保険料領収日	TTMレート(対顧客電信売買相場仲値)(＊①)
年金額	年金支払日	TTMレート(対顧客電信売買相場仲値)(＊①)
死亡給付金額・災害死亡給付金額	[相続税の対象となる場合]被保険者の死亡日	TTBレート(対顧客電信買相場)(＊②)
死亡給付金額・災害死亡給付金額	[所得税の対象となる場合]各給付金の支払日	TTMレート(対顧客電信売買相場仲値)(＊①)
解約返戻金額	解約計算基準日	TTMレート(対顧客電信売買相場仲値)(＊①)(＊③)

＊①平成18年7月4日付「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について(法令解釈通達)」において、昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について(法令解釈通達)」の、第4款の2「外貨建取引の換算」法第57条の3「《外貨建取引の換算》関係」57の3-1(いわゆる外貨建て円払いの取引)および57の3-2(外貨建取引の円換算)が改正になっております。この記載は、当改正内容を反映したものとなっております。
＊②財産評価基本通達第1章4-3「邦貨換算」を根拠としております。
＊③ただし、源泉分離課税の場合は、所得税法基本通達213−4を根拠として、お支払いはTTBレート(対顧客電信買相場)、その際の必要経費となる一時払保険料はTTSレート(対顧客電信売相場)を適用します。

※「円支払特約」を適用される場合には、特約で定める換算基準日および換算レートにて円に換算した金額が基準となります。詳しくは、P13「円通貨でお受け取りいただく場合」をご覧ください。

※記載の税務についてのお取扱いは、平成19年7月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更となる可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、税務署などに必ずご確認ください。

ご契約のお取扱い

<table>
<tr><td>契約年齢（被保険者）</td><td colspan="2">0～80歳（保険年齢（＊））</td><td rowspan="3">＊被保険者の年齢は満年齢で計算します。ただし、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1歳切り上げます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年金支払開始年齢（被保険者）</td><td>確定年金</td><td>10～90歳（保険年齢（＊））</td></tr>
<tr><td>保証期間付終身年金</td><td>45～90歳（保険年齢（＊））</td></tr>
<tr><td>運用期間</td><td colspan="3">10年以上90年以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一時払保険料</td><td colspan="2">最低:30,000米ドル</td><td rowspan="2">1,000米ドル単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">最高：被保険者年齢（保険年齢）85歳時におけるロールアップ死亡保障額の円換算額が5億円となる金額
※この円換算は、申込日の属する月の前月の最終営業日におけるTTMレート（所定の金融機関が公示するその日最初のTTSレート（対顧客電信売相場）とTTBレート（対顧客電信買相場）の仲値）で計算します。
※ご契約者お一人につき通算500万米ドルを上限とします。</td></tr>
<tr><td>保険料払込方法</td><td colspan="3">一時払</td></tr>
<tr><td>診　査</td><td colspan="3">医師の診査は不要（告知書扱）</td></tr>
<tr><td>クーリング･オフ制度</td><td colspan="3">この保険はクーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。
お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除は、書面（封書）による郵便（8日以内の消印有効）にて、アクサ生命本社あてにお申し出ください。この場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を米ドルにて全額返戻いたします。
※募集代理店にお申し出いただいても､クーリング･オフ制度は適用されませんので､ご注意ください。</td></tr>
</table>

基本保険金額の増額について　お取り扱いいたしません。

契約者貸付について　お取り扱いいたしません。

すえ置期間付年金への移行について

契約日から10年経過後かつ年金支払開始日前であれば、すえ置期間付年金へ移行することができます。

- 移行後は、特別勘定による運用はいたしません。
- すえ置期間中は、移行日（移行の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日の翌々日）前日における積立金額にアクサ生命が定める利息をつけて積み立てます。
- 移行後の年金支払開始日は、移行の際に指定していただきます。

	すえ置期間	年金支払開始日
日単位	最長1年間	移行日からその日を含めて1年以内の各日
年単位	最長10年間	移行日の年単位の契約応当日

※年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されるものです。

※移行日前日における積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、すえ置期間付年金への移行のお取扱いはできません。

具体的なお取扱いはアクサ生命の定める範囲内となる場合があります。

情報提供

ご契約後、郵送、インターネット、携帯電話を通じて、
アクサ生命より各種情報をお知らせします。
また、専用ダイヤルの電話にて、各種お問合せ、ご請求などを承ります。

郵送で

通知名	通知時期	通知内容
ご契約状況のお知らせ	年4回	○ご契約内容 ○通知作成日における保障内容 ○特別勘定の現状 など
運用実績レポート	年4回	○特別勘定の運用実績（ユニットプライス）など
特別勘定の現況	年1回	○1事業年度内における特別勘定の詳細

電話で

カスタマーサービスセンター　**TEL 0120-948-193**

受付時間	受付内容	
平日 9:00～17:00 ※土･日･祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。	各種お問合せ	○円出金用レート ○積立金額 など
	各種お手続きに関する書類請求	○契約内容変更 ○解約 ○住所変更 など

インターネットで

URL　http://www.axa.co.jp/life/

情報更新時期	情報内容
毎営業日（10:30頃）	○円出金用レート
毎営業日	○ご契約内容
毎営業日	○ユニットプライス
年12回	○運用実績レポート
年1回	○特別勘定の現況:1事業年度内における特別勘定の詳細
年1回	○決算報告書:アクサ生命の1事業年度内における決算報告書

携帯電話で

URL　http://www.axa.co.jp/ns/

情報更新時期	情報内容
毎営業日（10:30頃）	○円出金用レート

※対応機種をお持ちの方は､左記のQRコードを読み取るだけで､簡単にアクセスできます。
※読取方法につきましては､各機種の取扱説明書をご覧ください。
※QRコードは､（株）デンソーウェーブの登録商標です。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。